



協同組合アキュミュレーション

組合報

広報委員会 2017 Nov VOL.17

紅葉が少しずつ目につき、秋らしい景色になってまいりました。
ひんやりとした空気が気持ちいい日もありますが、冬のような寒さに凍える日もでてまいりました。
実習生の皆さんは温かい国からいらした方々も多くいらっしゃいます。
秋から冬に向けての体調管理について、実習生の皆さんにアドバイスを頂けましたら幸いです。

～事務局から～

■平成 29 年 10 月 1 日より地域別最低賃金が改正されました。

改正内容につきましては前回ご送付しております。

実習生の賃金につきまして、再度ご確認の程、宜しくお願い致します。

■平成 29 年 11 月 1 日より「技能実習法(※)」が施行されました。

※外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号公布)

詳細につきましては、法務省website内、入国管理局>技能実習法による新しい技能実習制度について をご参照下さい。

※ご不明な点がございましたらご連絡下さい。

～努力が実りました！～



茨城県の建築関連 実習実施機関にて、実習生が「随時3級」を取得しました。

ご存じの方も多くいらっしゃると思いますが、随時3級は、厚生労働省認可の技能実習生等向け技能検定において、最も取得困難な最上級となります。組合員が、計り知れない努力を行いこの資格を取得されましたこと、心よりお祝い申し上げます。また、その背景には、実習機関の皆様の温かいご協力と細やかなご指導あつてのことと思います。改めて御礼申し上げます。

各機関にて実習に励む組合員の皆さん、努力は必ず実ります！

上記のような方を励みにし、「随時3級」取得を目指していただきたいと思います。

～連絡先～

【埼玉事務所】048-755-9591 受付時間 平日(9:00～18:00)

【名古屋事務所】052-778-7458 【新潟事務所】025-265-3268

【組合職員携帯】090-8089-7705 (李) お気軽にお問い合わせ下さい。

賃金と控除について

こちらで賃金算出及び控除に関する事項を改めてご説明させていただきたいと思いますが、ご参考になれば幸いです。

■賃金の算出の仕方

実習生は、最低賃金法に基づき、各都道府県の**最低賃金額以上の賃金**を支払わなければならない。尚、精皆勤手当、賞与、時間外割増賃金等は最低賃金に含まれない。賃金の支払いには、**時間給、日給、月給**の3つの形態があり、時間当たりの金額が**最低賃金以上**でなければならない。

	給与形態	留意事項
1	時間制	時間給 \geq 最低賃金
2	日給制	日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金(時間額)
3	月給制	月給 \times 12ヶ月 \geq 最低賃金(時間額)
		年間総所定労働時間

※ 賃金計算を行う際、**四捨五入**に十分ご注意ください。
ご不明な点がございましたらご連絡下さい。

■賃金から控除されるもの

【参照条文】労基法第15条、労規則第5条

控除の種類		備考	
法定控除	税金	所得税	配偶者控除、扶養控除が受けられる。 ※「租税条約に関する届出書」を提出した中国の実習生は免除される。
		住民税	1月1日現在の住民に対して、前年の所得をベースに課税される。 配偶者控除、扶養控除が受けられる。 ※「租税条約に関する届出書」を提出した中国の実習生は免除される。
	国の保険料	健康保険料	標準報酬月額 \times 4.1% 負担 標準賞与額 \times 4.1% 負担 (全国健康保険協会健康保険の場合。 但し都道府県単位で保険率が異なる場合がある。)
		厚生年金保険料	標準報酬月額 \times 7.852% 負担 標準賞与額 \times 7.852% 負担
		雇用保険料	賃金額 \times 0.4% 負担
	協定控除	労働基準法に基づく 労使協定に規定するもの	労使協定の規定により。 例: 寮・宿舍費 - 実費を越えない範囲内 水道・光熱費 - 実費を越えない範囲内
実費弁償 (例: 昼の給食代)		受け入れ企業が賃金から控除するのであれば、 上記の労使協定の対象となる。	